

令和6年度
茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー
導入利子補給事業募集要領（追加募集）

令和6年8月30日

第1版

茨城県県民生活環境部環境政策課

本募集要領（以下「要領」という。）は、「令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付要綱」（以下「要綱」という。）を補完するため作成するものです。

「様式1～8」及び添付資料の様式については、県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/energy-resilience.html>

要領に記載のないものは、要綱を参照又は、県又は県から本利子補給金に係る業務を委託された委託業者（以下、「委託業者」という。）へ確認してください。

【利子補給金の申請にあたって】

令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業は、公的な資金である国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本利子補給金の交付を申請される方や利子補給金の交付を受ける方は、要綱及び要領を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、利子補給金に係る手続きを適正に行ってくださいようお願いします。

- 1 利子補給金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県又は委託業者から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3 本利子補給金の交付決定を通知する前において、工事に着手（発注等を含む）した設備等については、利子補給金の交付対象とはなりません。
- 4 本利子補給金を活用して取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の財産処分制限期間内に処分（利子補給金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの利子補給金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）をえた額を返還していただきます。

【目 次】

1 利子補給事業の概要	
(1) 目 的 (要綱第2条)	1
(2) 利子補給事業の概要 (要綱第4条から第9条)	
1	
(3) 主な手続の流れ	5
2 利子補給金の交付申請手続	
(1) 利子補給金の交付の申請 (要綱第10条)	6
(2) 交付申請の受付 (要綱第11条)	10
3 交付決定後の手続	
(1) 交付対象事業の実施 (要綱第12条)	11
(2) 変更承認申請書等 (要綱第13条)	11
(3) 申請の取下げ (要綱第14条)	12
(4) 実績報告書 (要綱第15条)	12
(5) 利子補給金の交付決定等 (要綱第16条)	14
4 利子補給金の支払後の手続	
(1) 交付決定の取消等 (要綱第17条)	15
(2) 利子補給金の返還等 (要綱第18条)	15
(3) 利子補給金の経理 (要綱第19条)	15
(4) 補助対象事業の検査等 (要綱第20条)	16
(5) 事業効果の把握 (要綱第21条)	16
(6) 財産の管理等 (要綱第22条)	16
(7) 財産の処分の制限 (要綱第23条)	17
5 記載例 (交付申請書・交付変更承認申請書・実績報告書兼請求書)	
(1) 交付申請書	18
(2) 交付変更承認申請書	26
(3) 実績報告書兼請求書	27

1 利子補給事業の概要

(1) 目的（要綱第2条）

利子補給事業を活用することにより、原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を通じ、災害時に事業継続が求められる事業者の負担軽減を図るとともに、地域における災害レジリエンスの強化を促進することを目的としています。

(2) 利子補給事業の概要

ア 交付対象事業（要綱第4条）

利子補給事業の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる（ア）から（イ）の要件を全て満たす必要があります。

（ア）次に掲げるいずれかの設備を設置する事業であること。

設置する設備	
a	自家消費型太陽光発電設備
b	蓄電池（既設の自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る。）
c	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池

【自家消費型太陽光発電設備とは】

- ・ 県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備。
- ・ 自家消費型太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する場合と、自家消費型太陽光発電設備を単独で設置し蓄電池を設置しない場合のどちらも補助対象となります。

→ 以下のような例は利子補給事業の交付対象外となります。

例1) 売電目的の設備（FIT又はFIP認定、相対契約等の契約形態を問わない）

例2) 事業目的以外で電力を使用する場合（戸建て住宅、集合住宅の住居部分、住居兼店舗の住居部分等）

※ 集合住宅の共用部やテナント、住居兼店舗の店舗部分については、事業所部分とそれ以外の電力契約が明確に分かれしており、発電した電力を事業所部分でのみ使用することが確認できる場合は補助対象とします。

例3) 事業所外に設置した太陽光発電設備から、一般送配電事業者の送電網を活用して県内の事業所に電力を供給する場合（自己託送）

【蓄電池とは】

- ・ 自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備。
- ・ 蓄電池は、新規の自家消費型太陽光発電設備と併せて設置するか、既設の自家消費型太陽光発電設備に追加設置する場合に補助対象となります。後者の場合、補助対象経費は蓄電池の設置に係る部分のみになります。

(イ) 次に掲げる事業でないこと。

交付対象外の事業	
a	中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
b	予備品の設置、その他これらに類するもの。
c	技術開発、実証実験その他これらに類するもの。
d	設置工事に着手しているもの。
e	国の補助金又は助成金（以下「利子補給金等」という。）、その他本補助金と合わせて受給することができない補助金等を受給しているもの。

イ 交付対象設備

利子補給事業の交付対象となる設備（ア）に掲げる設備。以下「交付対象設備」という。）は、次に掲げる（ア）から（イ）の要件を満たす設備とします。

（ア）自家消費型太陽光発電設備

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

交付対象設備の要件	
a	原則、発電した電力を設置場所の事業所で使用（自家消費）すること。
b	年間想定発電量が設置場所の事業所の年間消費電力量以下であること。
c	発電出力（※1）が1kW以上であること。

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で、kW単位で小数点以下を切り捨てた値とします。発電出力の上限はありません。

（イ）蓄電池

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

交付対象設備の要件	
a	電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電力を活用することができるものであること。
b	自家消費型太陽光発電設備と接続され、自家消費型太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。
c	蓄電池から供給される電力が、原則、設置場所の事業所にて使用（自家消費）されるものであること。
d	蓄電池（※1）の定格容量が1kWh以上であること。

※1 蓄電池の定格容量であって、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。交付対象設備として申請する蓄電池の蓄電容量に上限はありません。

※2 交付対象設備が蓄電池のみの場合、一体的に使用する太陽光発電設備の容量で上限を決定します。

【余剰電力の売電について】

- 余剰電力（※）の売電は可能ですが、申請書にその旨明記してください。交付対象設備は、余剰電力ができる限り少なくなるよう適切なものを選定してください。
※ 事業所の休業日に発電した電力など、原則、発電した電力を自家消費した上で、やむを得ず発生する余剰分の電力を指します。
- 年間想定発電量が年間想定消費電力量を上回る申請は認められません。

ウ 交付対象者（要綱第5条）

本事業において利子補給の交付対象となる者は、茨城県中小企業資金融資制度を活用して自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、かつ、災害時に事業継続が求められる事業者です。なお、災害時に事業継続が求められる事業者とは、災害時に県民が生活を営むために、県民に直接サービスを提供する事業者のこととします。

本事業において利子補給の対象となる事業者は、次に掲げる（ア）から（ウ）の要件を全て満たす必要があります。

（ア）次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- a 生活必需品販売施設
- b 交通関係事業者
- c その他の事業者

なお、a～b の例は以下のとおり。

	交付対象者の区分	例
a	生活必需品販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、生活必需品売場、スーパーマーケット、ドラッグストア、ガソリンスタンド
b	交通関係事業者	バス、タクシー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス
c	その他の事業者	ごみ処理施設、その他災害時に事業継続が求められる事業者と知事が認める者

（イ）次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	交付対象者の要件
a	過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
b	過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
c	次の申立てがなされていないこと。 (a) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て (b) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て (c) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
d	債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押

	又は競売開始決定がなされていないこと。
e	県税その他の租税を滞納していないこと。
f	茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
g	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
h	この要綱又は茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）による利子補給の交付を受けていないこと。（※1）
i	令和 4 年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱又は令和 5 年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
j	関係法令や基準等を遵守すること。
k	次に掲げる者でないこと ア 医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項、第二項、同法第一条の六第一項、第二項、同法第二条第一項で規定された者をいう。） イ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項で示す第一種社会福祉事業を実施する者で、かつ、同法第二条第四項各号に該当しない者をいう。） ウ 薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項で示す者をいう。）

※1 本利子補給事業の対象となるのは、1 事業者あたり 1 申請（1 事業所）までとなります（リース等事業者を除く）。また、茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）による利子補給の交付、及び令和 4 年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金及び令和 5 年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金の交付決定を受けた事業者（交付決定後、補助対象事業を取下げした事業者や、交付中止の承認を受けた事業者等を除く。）は、本利子補給金を申請できません。

例) 茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）において A 事業所で交付決定を受けた事業者が、中小事業者災害対応再エネ導入利子補給事業において B 事業所で利子補給金の交付申請をすることはできません。

(ウ) 上記にかかわらず、次に掲げる者ではないこと。

利子補給事業の交付対象外となる者	
a	国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人
b	政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
c	茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
d	代表者又は役員等のうちに条例第 2 条第 3 号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
e	暴力団等が実質的に経営を支配する者
f	その他利子補給金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

エ 利子補給事業対象借入金（要綱第 6 条）

利子補給事業の対象となる借入金（以下「借入金」という。）は、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置する費用に充てるために令和 6 年 8 月 9 日までに金融機関から受けた茨城県中小企業資金融資制度による融資とする。

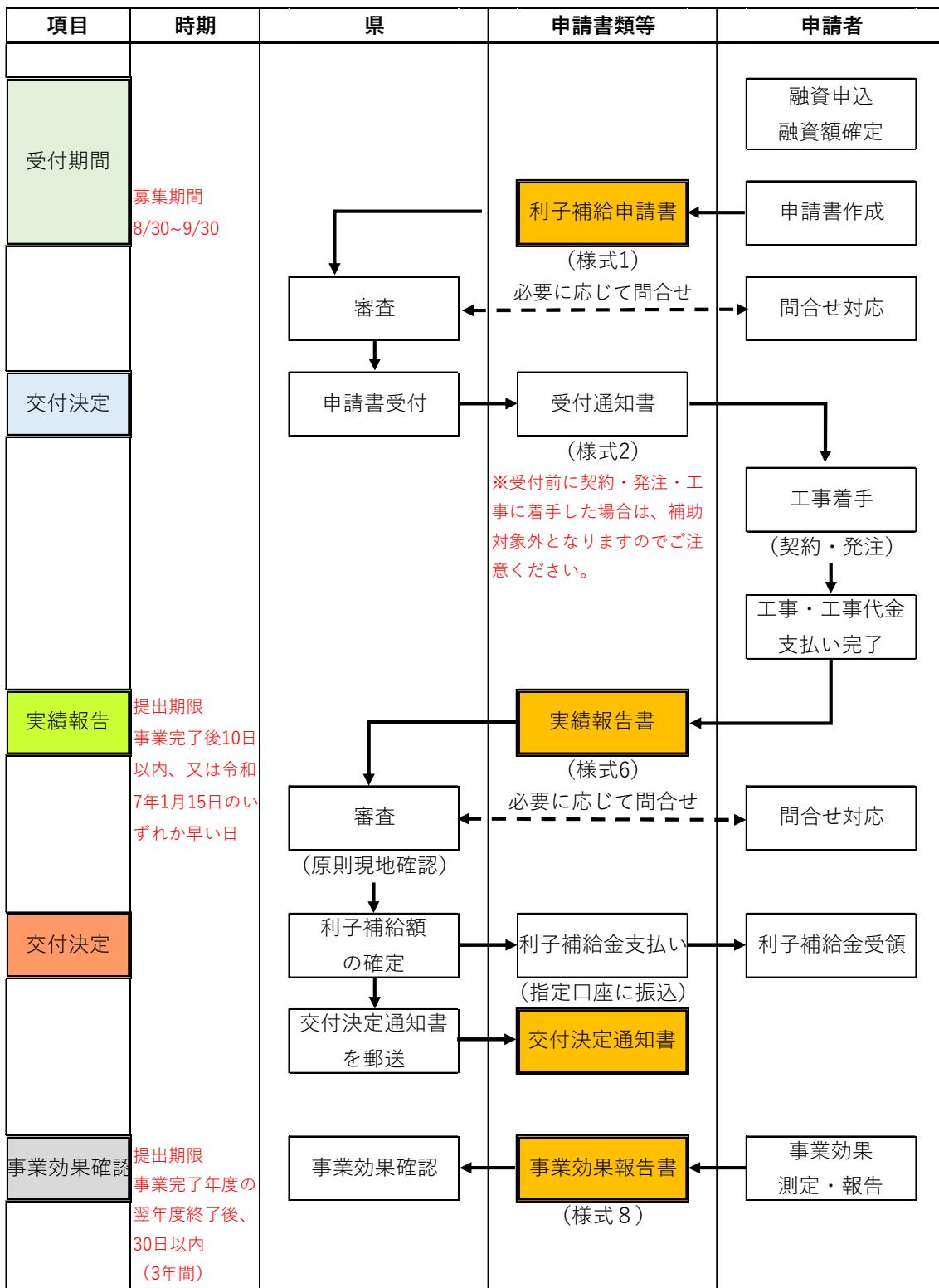
オ 利子補給率（要綱第 7 条）

交付対象者に対する利子補給率は 10/10 とする。

カ 利子補給の期間

利子補給の期間は、令和 11 年 3 月末までとする。

(3) 主な手続の流れ



2 利子補給金の交付申請手続

(1) 利子補給金の交付の申請（要綱第10条）

ア 申請受付期間

	受付期間	予算額
令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業	令和6年8月30日（金）9時から 令和6年9月30日（月）17時まで (必着)	約200万円

※1 予算額の区分について、交付対象設備が蓄電池のみの場合は、一体的に使用する自家消費型太陽光発電設備の発電出力で判断します。

また、一事業所に複数の自家消費型太陽光発電設備を設置する場合は、それぞれの発電出力の合計値で判断します。

【交付申請の受付における注意事項】

- 申請は、予算額の範囲内で形式要件が整ったものから先着順に受付します。
- 予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。交付決定は、予算額の範囲内で先着順に行い、予算額を超えた申請については、予算額の残額を交付決定の上限額とします。
- 受付期間外に提出された書類は受付しません。

イ 交付申請の提出書類

交付申請書（様式1）（事業計画書（別紙1）及び工程表（別紙2）を含む。）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を1部提出してください。

番号	提出書類の名称	様式	備考	形式
00	交付申請書	様式1	・様式1（別紙1及び別紙2を含む。）と添付1から添付5が一体となったExcelの共通様式で作成してください。	Excel
00	事業計画書	別紙1		Excel
00	工程表	別紙2		Excel
01	チェックリスト	添付1		Excel
02	申請者の登記事項 証明書（法人）、住民票等（個人）の原本又は写し	—	・交付申請日から3か月以内のもの	PDF
03	土地又は建物の登記事項証明書の原本又は写し	—	・交付申請日から3か月以内のもの ・交付対象設備の設置場所のもの（設置場所が土地であれば土地、建物であれば建物の証明書） ・新築で未登記の建物の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写し	PDF
04	設備装置の一覧表	添付2	・補助対象経費のうち、設備装置（配管及びケーブルを除く。）について記載すること	Excel

			例) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池、変圧器、表示装置、監視装置等 ・仕様書と内容が整合すること	
05	交付対象設備の図面	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「機器配置図」及び「単線結線図」、必要に応じて「システム系統図」を提出すること。交付対象設備と補助対象外設備の境界、及び、原則、発電した電力を自家消費していることが図面上確認できること ・「設備装置の一覧表」に記載した設備装置は、図面に付番するなどして明示すること ・交付対象設備と補助対象外設備(交付対象設備を既設の自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池と一体的に使用する場合は、当該設備を含む)を色分けするなどして明示すること 	PDF
06	仕様書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「設備装置の一覧表」に記載した設備装置のメーカー名、型式、仕様等が確認できるもの ・交付対象設備を既設の自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池と一体的に使用する場合は、当該設備に係る仕様書も添付すること 	PDF
07	発電出力の根拠資料	添付3	・「年間想定発電量の根拠資料」「年間消費電力量の根拠資料」をもとに記載すること	Excel
08	年間想定発電量の根拠資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・年間想定発電量の計算根拠(メーカー等のシミュレーションデータ)を添付すること ※ 「設備装置の一覧表」「仕様書」に記載された仕様等と記載内容が整合すること ・余剰電力を売電する場合は、余剰電力の発生理由の説明資料や年間想定売電量の計算根拠も添付すること 	PDF等
09	対象事業所の年間消費電力量の根拠資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請日から直近1年分の電気事業者が発行した消費電力量が記載された書類であり、設置場所の事業所に係る書類と特定できるもの 例)消費電力量が記載された電気料金の請求書 ・新築の場合は、年間消費電力量の積算の根拠となる資料(任意様式) ※ 類似施設の実績や導入する電気設備の電力使用量を積み上げるなど合理的な根拠を示し、過大とならないよう精査すること 	PDF
10	蓄電容量の根拠資料	添付4	<p>【交付対象設備に蓄電池を含む場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池の容量の積算根拠について、蓄電池を活 	Excel

			用する負荷の内訳やピークカット効果(メーカー等のシミュレーションデータを添付)などをもとに説明すること	
11	設置場所の写真	—	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象設備の設置場所の現況写真（竣工前） ・交付対象設備の設置場所を囲むなど、設置場所が特定できる空中写真 <p>※必要に応じて地番等を補記すること</p>	画像データ
12	納税証明書の原本 又は写し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の県税事務所等が発行する県税について未納がないことの証明書 ※ 個人の場合は、加えて市町村が発行する個人県民税について未納がないことの証明書 ・交付申請日から3か月以内のもの ・共同申請の場合は、リース等事業者及びリース等使用者でそれぞれ提出すること 	PDF
13	融資認定書の写し	—	認定機関から提出された融資認定書の写し	PDF
14	返済予定表の写し	—	融資の申請の際に提出した返済予定表の写し	PDF
15	その他知事が必要と認める書類	—	【県又は委託業者から指示があった場合】	—

※ 所定の様式に寄りがたいときは、県又は委託業者までご相談ください。

【事業所内に複数の施設がある場合の申請について】

- ・ 事業所内に電力契約の異なる複数の施設があり、それぞれの施設に自家消費型太陽光発電設備や蓄電池を設置する場合は、1事業所としてまとめて申請し、事業計画書（別紙1）、工程表（別紙2）及び添付書類は施設ごとに作成してください。

ウ 提出方法

- ・ 県が指定する提出先に電子メール又は郵送（必着）で提出してください。
※ 提出先は、県のホームページにて別途お知らせします。

(電子メールの場合)

- ・ 「形式」欄のファイル形式で提出（申請書はExcel）してください。
- ・ ファイル名は番号及び名称が分かるようにしてください。申請書及び添付様式は共通様式なので、ファイルを分割したり個別の番号及び名称にしたりする必要はありません。
- ・ 添付書類の種類ごとに複数のファイルがある場合は、フォルダに保存するなど、分かりやすいように整理してください。
例)「13_見積書」のフォルダに、見積書（●●社、採用）、見積書（●●社、不採用）などのPDFファイルを保存

- ・ 電子メールの受信後、1営業日を目安に受信確認の返信をします。なお、受信確認の返信は、先着順に係る受付日を決めるものではありません。
- ・ 申請書等の提出日時は、提出先のアドレスで電子メールを受信した日時（分割して電子メールを送信する場合は、最後の電子メールを受信した日時）で判断しますので、時間に余裕を持って送信するようしてください。
- ・ 容量制限等により電子メールによる提出が難しい場合は、郵送で提出してください。

(郵送の場合)

- ・ 書類はA4サイズ（A3サイズの折り込み可）とし、申請書等を順番にファイルへ綴じた上で、資料ごとにインデックスを付けてください。
- ・ ファイルには、表紙及び背表紙に「利子補給事業交付申請書」と記載し、併せて申請者名を記載してください。
- ・ 申請書等の到着について、個別に連絡はいたしません。
- ・ 原則、提出された書類は返却いたしませんので、申請書等の控え（写しで可）は申請者本人が作成して保管してください。
- ・ 申請書等の提出日時は、提出先に申請書等が届いた日時で判断しますので、必ずご自身で到着日時が確認できる方法で郵送願います。消印ではありませんので、時間に余裕を持って郵送するようしてください。
- ・ 同日に提出された書類であっても、時間帯によっては、郵送よりも電子メールの方が先着で受付されることが想定されますので、郵送で提出する場合は、あらかじめご了承願います。

エ 注意事項

- ・ 記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。
- ・ 県又は委託業者から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合（連絡が取れない場合を含む。）は、審査期間が長期化するほか、利子補給金の交付ができない場合があります。
- ・ 県又は委託業者からの連絡は、原則、交付申請書（様式1）第1面の「担当者連絡先」に行います。担当者は申請者本人であり、申請書の内容が分かる者とし、確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。
- ・ 交付申請は申請者本人が行ってください。行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。
- ・ 持参による提出は受付いたしません。
- ・ 申請書及び添付書類は日本語で作成してください。
- ・ 審査状況についてのお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

(2) 交付申請の受付（要綱第11条）

交付申請書が要綱及び要領の要件を満たしているか審査し、適當と認められる場合は、利子補給事業受付通知書（様式2）を申請者の担当者（原則、交付申請書（様式1）第1面の担当者連絡先）宛て郵送します。

申請内容が適當でないと判断した場合は、受付できない旨を別途通知します。

※ この受付通知の前に、交付対象事業に係る発注・契約や工事を実施した場合は、利子補給事業の対象となりませんのでご注意ください。

※ 交付決定通知については、事業完了後に提出する実績報告書の審査及び現地確認により判断します。このとき、審査結果によっては、交付決定をしないこともあります。その場合、交付決定しない理由を別途通知します。

3 交付決定後の手続

(1) 交付対象事業の実施（要綱第12条）

交付対象事業の実施期限

令和7年1月15日（水）（厳守）

- ※ この日までに工事完了、支払、実績報告書の提出が必要となります。
- ※ やむを得ない事由により実施期限までに事業を完了できないときは、速やかに書面により県に申し出た上で、その指示を受けてください。

なお、本利子補給事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、令和6年度中に利子補給金を確実にお支払いする必要があることから、上記の実施期限を設定しております。原則、実施期限の延長はできませんので、交付申請にあたっては、交付対象設備の納期や工事期間等を事前によくご確認ください。

(2) 変更承認申請書等（要綱第13条）

ア 提出が必要な場合

交付対象事業の実施中に交付申請内容を変更、中止、廃止しようとする場合

- ※ 交付申請内容の変更に該当するかどうかは、事業内容の変更の内容が確認できる書類（参考様式：変更内容の報告書）に変更となる添付書類を添えて、必ず事前にお問い合わせください。

例) 申請者情報の変更 等

イ 提出期限

速やかに県へ報告の上、県の指示に従い、変更（中止・廃止）の理由が生じた日から30日以内に提出ください。

ウ 提出書類

(ア) 変更の場合

交付変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）、事業計画書（別紙1）、工程表（別紙2）、事業内容の変更の内容が確認できる書類（参考様式：変更内容の報告書）、及び交付申請から変更となる添付書類を1部提出してください。

提出に当たっては、変更箇所が確認できるよう朱書きしてください。

変更の内容	添付書類の例
交付対象設備の変更	【共通】事業計画書、工程表、変更内容の報告書、チェックリスト、設備装置の一覧表、交付対象設備の図面（変更がある場合）、仕様書（変更となる交付対象設備のもの）【発電出力の変更】発電出力の根拠資料、年間想定発電量の根拠資料、【蓄電池の変更】蓄電容量の根拠資料

※ 事業計画や変更の内容によっては、上記以外の書類を求める場合があります。

(イ) 中止又は廃止の場合

交付変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）及び事業内容の中止又は廃止の内容が確認できる書類を1部提出してください。

エ 承認方法

申請書を審査した結果、申請内容が適当と認められる場合は、交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式4）を送付します。

(3) 申請の取下げ（要綱第14条）

ア 提出が必要な場合

利子補給事業の交付申請を取り下げようとする場合

イ 提出期限

交付決定の日から15日以内

ウ 提出書類

取下書（様式5）を1部提出してください。

(4) 実績報告書（要綱第15条）

ア 提出期限

交付対象事業が完了した日（あるいは交付対象事業の中止又は廃止の承認の通知を受けた日（利子補給金の精算が必要な場合に限る））から起算して10日以内又は令和7年1月15日（水）のいずれか早い日までに提出してください。

イ 実績報告書の提出

実績報告書（様式6）及び添付書類（以下「報告書等」という。）を1部提出してください。

番号	添付書類の名称	様式	備考	形式
00	実績報告書	様式6	・様式6と添付1・添付2が一体となったExcelの共通様式で作成してください。	Excel
01	チェックリスト	添付1		Excel
02	設備装置の一覧表	添付2	・竣工後の設備装置（配管及びケーブルを除く。）について記載すること	Excel
03	交付対象設備の図面	—	・「機器配置図」「システム系統図」「単線結線図」など、原則、発電した電力を自家消費していることが確認できる図面 ・「設備装置の一覧表」に記載した設備装置は、図面に付番するなどして明示すること ・交付対象設備と補助対象外設備（交付対象設	PDF

			備を既設の自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池と一体的に使用する場合は、当該設備を含む)を色分けするなどして明示すること	
04	交付対象設備の竣工写真	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「設備装置の一覧表」に記載の設備装置について、型式(銘板)や設置台数が分かる写真(複数あるものは全景が分かる写真の添付により一部省略可、撮影困難なものは応相談) ・交付対象設備の設置場所の現況写真(竣工後) 	画像データ
05	電力会社との協議内容が分かる書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との協議が整っていることが分かる書類(系統連系申込に対する申込書及び承諾書(系統連系に係る技術的な検討依頼書及び回答書を含む)、系統連携契約書の写し等) 	PDF
06	その他知事が必要と認める書類	—	【県又は委託業者から指示があった場合】	—

ウ 提出方法

- ・ 県が指定する提出先に電子メール又は郵送（必着）で提出してください。
※ 提出先は、県のホームページにて別途お知らせします。

(電子メールの場合)

- ・ 「形式」欄のファイル形式で提出(実績報告書はExcel)してください。
- ・ ファイル名は番号及び名称が分かるようにしてください。実績報告書及び添付様式は共通様式なので、ファイルを分割したり個別の番号及び名称にしたりする必要はありません。
- ・ 添付書類の種類ごとに複数のファイルがある場合は、フォルダに保存するなど、分かりやすいように整理してください。
- ・ 電子メールの受信後、1営業日を目安に受信確認の返信をします。
- ・ 報告書等の提出日は、提出先のアドレスで電子メールを受信した日時(分割して電子メールを送信する場合は、最後の電子メールを受信した日時)で判断しますので、時間に余裕を持って送信するようにしてください。なお、17時以降に提出された報告書等については、翌日の提出分として扱います
- ・ 容量制限等により電子メールによる提出が難しい場合は、郵送で提出してください。

(郵送の場合)

- ・ 書類はA4サイズ(A3サイズの折り込み可)とし、報告書等を順番にファイルへ綴じた上で、資料ごとにインデックスを付けてください。
- ・ ファイルには、表紙及び背表紙に「実績報告」と記載し、併せて申請者名を

記載してください。

- ・ 報告書等の到着について、個別に連絡はいたしません。到着の確認を希望する場合は、ご自身で到着が確認できる方法で郵送願います。
- ・ 原則、提出された書類は返却いたしませんので、報告書等の控え（写しで可）は申請者本人が作成して保管してください。
- ・ 報告書等の提出日は、提出先に報告書等が届いた日時で判断します。消印ではありませんので、時間に余裕を持って郵送するようにしてください。なお、17時以降に提出された報告書等については、翌日の提出分として扱います。

エ 注意事項

- ・ 記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合がありますので、十分確認した上で申請してください。
- ・ 県又は委託業者から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合（連絡が取れない場合を含む。）は、審査期間が長期化するほか、利子補給金の交付ができない場合があります。
- ・ 県又は委託業者からの連絡は、原則、交付申請書（様式1）第1面の「担当者連絡先」に行います。担当者は申請者本人であり、申請書の内容が分かる者とし、確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。
- ・ 持参による提出は受付いたしません。
- ・ 実績報告の提出は補助事業者本人が行ってください。行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。
- ・ 審査状況についてのお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

（5）利子補給金の交付決定等（要綱第16条）

実績報告書が申請内容、要綱及び要領の要件を満たしているか審査し、原則、現地調査を実施した上で、報告内容が適当と認められる場合は、利子補給金の額を確定し、交付決定通知書（様式第7号）を送付（原則、交付申請書（様式1）第1面の担当者連絡先宛て）するとともに、申請書で指定された口座へ利子補給金を振り込みます。

なお、審査等の結果によっては、交付決定をせず、利子補給金を交付しないこともあります。この場合、利子補給金を交付しない理由を別途通知します。

4 利子補給金の支払後の手続

(1) 交付決定の取消等（要綱第17条）

次に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部について取消し又は変更することがあります。

交付決定を取消し又は変更する場合	
ア	補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは国制度要綱及びこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
イ	補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
ウ	交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
エ	融資を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
オ	虚偽その他不正の手段により融資を受けたとき
カ	融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
キ	虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
ク	県税の未納があるとき
ケ	規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

(2) 利子補給金の返還等（要綱第18条）

4 (1) アからケの規定による交付決定の取消しの場合、期限を付して、既に交付した利子補給金の返還等を命じる場合があります。

ア 返還期限

利子補給金の返還に係る命令の日から 20 日以内

イ 返還すべき額

既に交付した利子補給金に加えて、利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付が必要です。

ウ 延滞金

返還期限までに利子補給金の返還及び加算金の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した延滞金の納付が必要です。

(3) 利子補給金の経理（要綱第19条）

交付対象者は、交付対象事業に係る経費の証拠書類について整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了から 5 年間保存してください。その間、県の求めに応じていつでも閲覧できるように管理してください。

(4) 交付対象事業の検査等（要綱第 20 条）

県は、交付対象事業の適正を期するために必要があるときは、交付対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる場合があります。

検査において、交付申請書、実績報告書及び要綱の内容等に適合しない事実が明らかになった場合には、適合させるための措置をとることを命じる場合があります。

(5) 事業効果の把握（要綱第 21 条）

交付対象者は、交付対象事業の効果（発電量等）について、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間（初年度は、交付対象事業を完了した日から交付対象事業の完了の日の属する 3 月末までの期間を含む。）確認し、県に報告する必要があります。当該報告に係る証拠資料については、当該報告に係る年度の終了後 3 年間保管してください。

なお、報告内容については、県のホームページ等において公表することを検討しておりますので、あらかじめご了承ください。

ア 報告期限

交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後、年度ごとに年度の終了後 30 日以内（3 年間まで）

イ 提出方法

利子補給事業事業効果報告書（様式 8）及び根拠資料を提出してください。

（参考）事業効果報告書の報告期間及び報告期限（事業完了日が令和 6 年 11 月 29 日の場合）

R6年度 4/1 11/29	R7年度 3/31	R8年度 4/1 4/30	R9年度 3/31 4/30	R10年度 4/1 4/30

事業完了日 ①報告期限 ②報告期限 ③報告期限

報告期間① 報告期間② 報告期間③

(6) 財産の管理等（要綱第 22 条）

交付対象者は、交付対象事業で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、利子補給事業の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

交付対象者が、取得財産等を処分することで収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合があります。

(9) 財産の処分の制限（要綱第 23 条）

取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超えるものは、総務省所管利子補給金等交付規則（平成 12 年總理府・郵政省・自治省令第 6 号）が定める次の期間において処分が制限されます。補助事業者（リース等事業者の場合は、リース等使用者を含む）が当該期間内に取得財産等を処分する場合は、事前に県へ財産処分承認申請書（様式 10）を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、処分の承認にあたっては、利子補給金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

設備名称	区分		期間
太陽光発電設備（建物付属設備）	電気設備	その他のもの	15 年
太陽光発電設備 (建物付属設備でないもの)	機械及び装置	主として 金属製のもの	17 年
蓄電池（建物付属設備）	電気設備	蓄電池電源設備	6 年

5 記載例（交付申請書・交付変更承認申請書・実績報告書兼請求書）

（1）交付申請書

様式（Excel）の欄外に記載の注意事項も参照してください。

様式1（第10条関係）

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

茨城県知事 殿

（申請者） 申請者住所 茨城県つくば市●●●一●●●

氏名又は名称 いばレジ株式会社

（法人にあっては、その代表者の氏名） 代表取締役 茨城 一郎

令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付申請書

令和6年度茨城県環境政策課中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金を受けたく、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、令 [] 年から、令和 [] 年分までの利子補給を、下記により申請します。

申請に当たっては、茨城県と融資を受けた金融機関の間で、利子補給金の交付のために必要な情報の交換をすることに同意します。

また、申請後に申請書記載の内容に変更が生じた場合、速やかに報告します。

記

借入資金名	(活用した茨城県中小企業資金融資制度名を入力)							
借入金	10,000,000 円							
融資実行日	令和 6 年 ○ 月 ○ 日							
借入期間	令和 6 年 ○ 月 ○ 日から令和 11 年 ○ 月 ○ 日まで							
融資の返済口座（利子補給金の支払先は返済口座と同一の口座になります。）								
金融機関名	○○銀行							
本・支店名	○○支店							
預金種別 (該当する項目に○をつけてください。)	普通 当座							
口座番号	○	○	○	○	○	○	○	○
(フリガナ)	イバレジカブシキガイシャ							
口座名義	いばレジ株式会社							

※上記記載内容に漏れや誤りがある場合、利子補給金の支払ができないことがあります。

担当者連絡先	(住所) 〒 ●●● - ●●●●	
	茨城県つくば市□□□-□□□	
	(申請者名) いばレジ株式会社	
	(所属) ●●ストア つくば店	
	(氏名) 常陸 二郎	
	(電話) 029-●●●-●●●● (FAX) 029-●●●-●●●●	
(E-mail) ●●●●●● @ ●●●●●●		

別紙 1 事業計画書					
1 交付対象事業					
交付対象設備	<input checked="" type="checkbox"/>	自家消費型太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池	
要綱第4条の該当	<input checked="" type="checkbox"/>	中古品の設置、修繕その他これらに類するものに該当しない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	予備品の設置、その他これらに類するものに該当しない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	技術開発、実証事業その他これらに類するものに該当しない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	設置工事に着手していない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	国の補助金又は助成金、その他本補助金と併せて受給することができない補助金等を受給していない。			
※ 該当する場合、□にチェック（又は■に反転）を入れてください。					
2 交付対象設備の設置場所					
設置場所の名称	いばレジ株式会社 ●●ストア つくば店			産業分類	生活必需品販売事業者
所在地	茨城県つくば市●●123-45				
土地所有者	茨城県つくば市●●123-45				
建物所有者	いばレジ株式会社				
3 交付対象設備					
導入設備の概要					
設備の種類	既設	製造者名	型 式	発電出力又は蓄電容量	
自家消費型太陽光発電設備	<input type="checkbox"/>	□□□社	ABCDE-12345	99.8	kW
	<input type="checkbox"/>	△△△社	FGHIJ-67890	15.0	kW
	<input type="checkbox"/>	-	-	-	kW
蓄電池	<input type="checkbox"/>	×××社	67890-FGHIJ	16.4	kWh
	<input type="checkbox"/>	-	-	-	kWh
※ 導入設備の概要について、既設の自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池と一体的に使用する場合は、当該設備の概要も記入し、□にチェック（又は■に反転）を入れてください。					
4 自家消費の見込み					
年間の想定発電量 (kWh)	100,000				
年間の想定消費電力量 (kWh)	840,000				
年間の想定売電量 (kWh)	0				

5 交付対象者

	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の事業を実施しているため、要件を満たしている。
要綱第5条 第2項の該当	食料品等の生活必需品を販売するコンビニエンスストアを経営している。
要綱第5条 第3項の該当	<p><input checked="" type="checkbox"/> 次に掲げる全ての要件を満たしている。</p> <p>(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。 (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。 (3) 次の申立てがなされていないこと。 ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。 (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。 (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (8) この要綱又は茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）による利子補給の交付を受けていないこと。 (9) 令和4年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱又は令和5年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (10) 関係法令や基準等を遵守すること。 (11) 次に掲げる者でないこと。 ア 医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項、第二項、同法第一条の六第一項、第二項、同法第二条第一項で規定された者をいう。） イ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項で示す第一種社会福祉事業を実施する者で、かつ、同法第二条第四項各号に該当しない者をいう。） ウ 薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項で示す者をいう。）</p>

※ 該当する場合、□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

別紙2

工 程 表

項目	23 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施設計					↔							
基礎工事						↔						
電気工事						↔						
設置工事						↔						
完了確認						↔						
支払日						↔						

添付1 チェックリスト【交付申請書】

申請者	いばレジ株式会社
-----	----------

番号	申請書・添付書類	様式	形式	チェック	備考
-	補助金交付申請書	様式1	Excel	✓	
-	事業計画書	別紙1	Excel	✓	
-	工程表	別紙2	Excel	✓	
01	チェックリスト	添付1	Excel	✓	【交付申請書】のもの
02	申請者の登記事項証明書 (法人)、住民票等(個人)の 原本又は写し	—	PDF	✓	
03	土地又は建物の登記事項 証明書の原本又は写し	—	PDF	✓	
04	設備装置の一覧表	添付2	Excel	✓	
05	交付対象設備の図面	—	PDF	✓	
06	仕様書	—	PDF	✓	
07	発電出力の根拠資料	添付3	Excel	✓	
08	年間想定発電量の根拠資 料	—	PDF等	✓	
09	対象施設の年間消費電力 量の根拠資料	—	PDF	✓	
10	蓄電容量の根拠資料	添付4	Excel	✓	【補助対象設備に蓄電池を含む 場合】に添付
11	設置場所の写真	—	画像データ	✓	
12	納税証明書の原本又は写 し	—	PDF	✓	
13	融資認定書の写し			✓	
14	返済予定表の写し			✓	
15	その他知事が必要と認める 書類	—	—	✓	【別途指示があった場合のみ】

※ 電子メールで提出する場合は、「形式」欄のファイル形式としてください。

添付2 設備装置の一覧表

※ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池、接続箱、変圧器、計測装置、表示装置、その他、補助対象設備の図面や見積書に記載された主要な構造物や電気設備等を記載していただき、配線ケーブル等は記載不要です。

※ 「設備装置の一覧表」「補助対象設備の図面」「仕様書」と併合できるように、適宜付番してください。

添付3 発電出力の根拠資料

発電出力(kW)

114 kW

- ・発電出力は小数点以下切り捨ての整数で記入

(1)事業所の想定消費電力量

年間の想定消費電力量(kWh/年)

840,000 kWh/年 … A

月別の想定消費電力量(kWh/月)

4月	40,000	kWh/月
5月	50,000	kWh/月
6月	60,000	kWh/月
7月	70,000	kWh/月
8月	80,000	kWh/月
9月	90,000	kWh/月
10月	100,000	kWh/月
11月	90,000	kWh/月
12月	80,000	kWh/月
1月	70,000	kWh/月
2月	60,000	kWh/月
3月	50,000	kWh/月

- ・電気事業者が発行した直近1年間の消費電力量が記載された書類を添付

- ・新築の場合は、年間消費電力量の積算の根拠となる資料(任意様式)を添付

※積算にあたっては、類似施設の実績や導入する電気設備の電力使用量を積み上げなど合理的な根拠を示し、過大とならないよう精査すること

(2)自家消費型太陽光発電設備の年間の想定発電量

100,000 kWh/年 … B

- ・メーカー等のシミュレーションデータを添付

(3)想定自家消費電力量

100,000 kWh/年

- ・「適合」(想定消費電力量 \geq 想定発電量)であることを確認すること

(4)想定消費電力量と想定発電量の差

740,000

… C=A-B

【補助対象設備の要件】

適合

- ・余剰電力を売電する場合記入(売電しない場合「0」)
- ・売電する場合、余剰電力の発生理由や売電量の算定方法について、メーカー等のシミュレーションデータや説明資料を添付

(5)想定売電量

0

kWh/年

添付4 蓄電容量の根拠資料

蓄電容量(kWh)

16.4 kWh

蓄電容量は小数点第1位まで
※小数点第2位以下切り捨て

発電出力(kW)

114 kW

発電出力は整数
※小数点以下切り捨て

設備利用率

15.6 %

蓄電池を活用する負荷の内訳(kWh)

番号	名称	消費電力(W)	数量	稼働時間(h)	消費電力量(kWh)	備考
1	照明	●	●	●	●●●	
2	空調	●	●	●	●●●	
3	パソコン	●	●	●	●●●	
4	コンセント	●	●	●	●●●	
					0.0	
					0.0	
					0.0	
					0.0	
					0.0	
					0.0	
合計		●●●	●●●	●●●	●●●	

ピークカット効果(kWh)

●●●

kWh/年

・ピークカット効果が見込める場合は、数値を入力し、メーカー等のシミュレーションデータを添付

補足説明

・上記の負荷について、日没後に●●工場の××室で△△業務に使用します。△△業務に使用する負荷の稼働時間としては□時間を予定しており、所要の消費電力量○○○○○kWhになります。補助対象設備である蓄電池の蓄電容量は○○○○○kWhであり、消費電力量に見合った容量となっています。

(2) 交付変更承認申請書

様式（Excel）の欄外に記載の注意事項も参照してください。
別紙1・2及び添付様式の記載例は交付申請書と共通です。
※変更箇所は朱書きにしてください。

様式3（第11条関係）

令和 6 年 ○ 月 ○ 日

茨城県知事 殿

（補助事業者） 申請者住所 茨城県つくば市●●●一●●●

氏名又は名称 いばレジ株式会社

（法人にあっては、その代表者の氏名） 代表取締役 茨城 一郎

令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業変更

（中止・廃止）承認申請書

令和 [] 年 [] 月 [] 日付け環政策 [] 号で利子補給金の受付の通知があった令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業について、次のとおり
したいので、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付要綱第13条第1項の規定により承認を申請します。

1. 変更事由	[] 商号等（商号、法人の代表者、個人事業主の場合は氏名） [] 住所・所在地 ■ その他（交付対象設備の変更）	
2. 変更年月日	令和 [] 年 [] 月 [] 日	
3. 変更内容	変更前	1 交付対象設備のパワーコンディショナーの変更 2 発電出力の変更
	変更後	上記設備を添付のとおり変更する
4. 変更の理由	交付対象設備であるパワーコンディショナーについて、システムの発電効率や設備の納期を考慮した結果、交付申請時のものから変更することが適当と判断したため。	

※添付書類として以下のものが必要になります。

商号等、住所・所在地の変更の場合：履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は住民票

(3) 実績報告書兼請求書

様式（Excel）の欄外に記載の注意事項も参照してください。
添付様式の記載例は交付申請書と共通です。

様式6（第15条関係）

令和6年○月○日

茨城県知事 殿

（補助事業者） 申請者住所

茨城県つくば市●●●一●●●

氏名又は名称

いばレジ株式会社

（法人にあっては、その代表者の氏名）

代表取締役 茨城 一郎

令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業実績報告書

令和 年 月 日付け環政策 号をもって利子補給金が受付された交付対象事業に係る実績について、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付要綱第15条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

設置場所の名称	いばレジ株式会社 ●●ストア つくば店			
所在地	茨城県つくば市●●123-45			
交付対象設備	■	自家消費型太陽光発電設備	■	蓄電池
交付対象事業着手年月日	令和 6 年 ○ 月 ○ 日			
交付対象事業完了年月日	令和 6 年 ○ 月 ○ 日			
導入設備の概要				
設備の種類	既設	製造者名	型 式	発電出力又は蓄電容量
自家消費型 太陽光発電設備	□	□□□社	HIJKL-12345	100.0 kW
	△	△△△社	FGHIJ-67890	15.0 kW
	-	-	-	kW
蓄電池	×	×××社	67890-FGHIJ	16.4 kWh
	-	-	-	kWh

※1 該当する場合、□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※2 补助対象事業完了年月日については、設置工事完了日及び補助事業者における支出義務額（設置に要する経費の全額）の支払日のいずれか遅い日を記載してください。

※3 導入設備の概要について、既設の自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池と一体的に使用する場合は、当該設備の概要も記入してください。

【お問い合わせ先、申請書類の提出先】

再エネ導入レジリエンス強化関連事業支援事務局

(平日 9 時から 17 時まで)

住 所：〒310-0011

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 18 号（株式会社常陽産業研究所内）

電 話：029-233-6735

メール：ibaraki_energy@joyobank.co.jp

お問い合わせフォーム

<https://vdkb.f.msgs.jp/webapp/hear/org/showEnquete.do?enqueteid=1&clientid=24435&databaseid=vdkb>

※募集要領の提出方法及び注意事項を必ずご確認の上で提出願います。

※一度に受信できる電子メールの容量は 10MB までとなります。添付ファイルを分割して送付するなどしてご対応ください。

なお、容量が 10MB を超える添付ファイルがある場合は、上記のアドレスまでお問い合わせください

【募集要領の作成元】

茨城県県民生活環境部環境政策課地球温暖化対策 G

住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話：029-301-2939

メール：kansei3@pref.ibaraki.lg.jp